

学生・保護者 各位

新型コロナウイルス感染症に伴う本学園の指針について

令和2年4月1日設定

令和3年4月1日改変

令和4年1月 24 日改変

学校法人臼井学園

新型コロナウイルス感染症の拡大防止、予防対策、学校環境整備について、以下のとおりとしますので、ご家庭におかれましても共通理解の上、ご対応願います。

1. 新型コロナウイルス感染症の拡大防止、予防対策について

(1)家庭においても、日頃から健康状態の確認を行うようにしてください。

(検温等により、家族間にて体調の確認をお願いします。)

(2)発熱や咳、倦怠感の症状が見られる場合は、学校にその旨連絡の上、無理をせず、自宅で休養してください。

(3)ただし、体温が 37.5 度以上の発熱が続く場合、もしくは強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)、嗅覚障害、味覚障害等の症状がある場合は、かかりつけ医等の地域で身近な医療機関または「受診・相談センター」へ連絡し適切な対応を取ってください。

受診・相談センター」の連絡先

TEL 076-444-4691 (24 時間対応、富山県内すべての地域の方が利用可能)

TEL 0120-540-004 (24 時間対応、石川県すべての地域の方が利用可能)

(4)新型コロナウイルス感染症が疑われる(身近に濃厚接触者が出た場合)もしくは罹患した場合、保健所等からの待機または検査受診要請があった場合は、速やかに学科または学園総務課に電話連絡をしたうえで指示に従ってください。

(5)各都道府県等から発令されているロードマップ等(新型コロナウイルス感染症に関する情報・指針)に基づき、感染拡大防止に努め、行動をしてください。

2. 学校環境整備について

(1)3密(密閉・密集・密接)が生じないように、下記の対応を取ります。

- ・学生、教職員全員がマスクを着用し、手洗い・消毒を励行する。
- ・授業については、個人間の距離をできる限り確保し、換気を徹底する。
- ・外部の業者や郵便受け取り等に関しても、原則玄関で行い、学校への立ち入りの制限を行う。ただし、どうしても必要とする内容の場合、健康状態・消毒液の使用・マスクの着用を確認したうえで、学校内で対応することとする。

3. 学級閉鎖・臨時休業について

(1)学級閉鎖

以下のいずれかの状況に該当し、学級内で感染が広がっている可能性が高い場合、学級閉鎖を実施します。

- ①同一の学級において複数の学生の感染が判明した場合
- ②感染が確認された者が1名であっても、周囲に未診断の風邪等の症状を有する者が複数いる場合
- ③1名の感染者が判明し、複数の濃厚接触者が存在する場合
- ④その他、学園で必要と判断した場合

(ただし、学校に2週間以上来ていない者の発症は除く)

学級閉鎖の期間は、感染の把握状況、感染の拡大状況、学生等への影響を踏まえて判断する。

(2)臨時休業

複数の学級を閉鎖するなど、学校内に感染が広がっている可能性が高い場合、学校全体の臨時休業を実施します。

富山県内の一般電話相談窓口(平日 8 時 30 分～17 時 15 分)

- ・新川厚生センター(TEL:0765-52-2647) 黒部市、入善町、朝日町在住の方
- ・新川厚生センター魚津支所(TEL:0765-24-0359)魚津市在住の方
- ・中部厚生センター(TEL:076-472-0637)滑川市、舟橋村、上市町、立山町在住の方
- ・高岡厚生センター(TEL:0766-26-8414)高岡市在住の方
- ・高岡厚生センター射水支所(TEL:0766-56-2666)射水市在住の方
- ・高岡厚生センター氷見支所(TEL:0766-74-1780)氷見市在住の方
- ・砺波厚生センター(TEL:0763-22-3512)砺波市、南砺市在住の方
- ・砺波厚生センター小矢部支所(TEL:0766-67-1070)小矢部市在住の方
- ・富山市保健所(TEL:076-428-1152)富山市在住の方

新型コロナウイルス感染症の感染拡大予防に係る出席停止(公欠)の取扱いについて

学校法人臼井学園

	対象事由	公欠期間等	提出書類等
①	ワクチン接種日と授業が重なった場合	接種当日	欠席届 接種した日がわかる書類のコピー
②	ワクチン接種後、発熱・倦怠感など体調不良で副反応が疑われる症状がある場合	接種日より2日後まで	欠席届 接種した日がわかる書類のコピー
③	学生本人が感染した(PCR検査で陽性となった)場合	医師により治癒したと診断されるまで	欠席届 感染を確認できる書類等のコピー等
④	感染者の濃厚接触者に特定された場合	保健所から指示のあった日まで	欠席届 (濃厚接触者に特定された日と指示された待機期間を明記)
⑤	保護者・同居家族が濃厚接触者に特定された場合	濃厚接触者のPCR検査の結果が出るまで	欠席届 (濃厚接触者に特定された日と指示された待機期間を明記)

上記以外の場合であっても、学生の同居する親族等に発熱等の風邪の症状が見られる場合など新型コロナウイルス感染症の感染が懸念される場合は、自宅で休養するよう指導します。指導に従い、自宅休養した場合の出欠の取扱いは公欠とします。

また、濃厚接触者に特定された友人・知人等と接触があった場合は、周辺の環境や接触の状況等を総合的に判断して、上記⑤に準じた取扱いをすることがあります。